○国土交通省告示第　　号

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第二百三十六条の四十九第二項の国土交通大臣が告示で定める基準について次のように定める。

令和四年　　月　　日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

無人航空機の種類	基準
一　回転翼航空機（マルチローター）	マルチローターの種類についての限定をする技能証明に係る実地試験において用いる無人航空機の基準は、次のとおりとする。（注） イ　実地試験の内容を適切かつ安全に行うことができるものであること。 ロ　無人航空機の無線操縦用の送信機（以下「送信機」という。）との組合せ　二つの操作棒で前進と後進、上昇と下降、左右移動、左右旋回が可能な送信機により、無人航空機の操作が可能であること。 ハ　無人航空機の大きさ　プロペラを展開させて飛行させる状態とした

場合に、対角上のプロペラ同士の中心点を結んだ線の長さが、二百ミリメートル以上であること。

ニ　飛行性能　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)　風速毎秒五メートルでも飛行可能であること。ただし、屋内など風の影響を受けない場合を除く。

(2)　実地試験を行う環境において、最低十分以上の飛行が可能であること。

ホ　無人航空機の制御　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)　姿勢安定機能により、無人航空機の姿勢が安定して保たれること。

(2)　位置安定機能により、無人航空機の水平方向及び垂直方向の位置が安定して保たれること。

(3)　位置安定機能による水平方向の位置の安定を、送信機で解除可能であり、位置安定機能なしに飛行可能であること。

ヘ　安全の確保　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)　無人航空機と組み合わせる送信機の機能により、実地試験の受験

者が操縦する間においても、当該実地試験を行う航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号。以下「法」という。）第百三十二条の六十第一項の無人航空機操縦士試験員（以下「試験員」という。）及び当該試験員を補助する者が、当該受験者の保持する送信機とは異なる送信機を用いて、当該受験者に代わり操縦を行うこと（以下「オーバーライド」という。）ができること。ただし、当該受験者、当該試験員及び当該試験員を補助する者並びに当該実地試験を行う空域周辺の安全を確保できる場合は、この限りでない。

(2) 無人航空機の製造会社が求める適切な整備が適切な期間で実施されており、機体仕様通りに飛行できる状態であること。

(3) プロペラガードを装着できること。ただし、ネット又はアクリル板等により、実地試験の受験者、当該実地試験を行う当該試験員及び当該試験員を補助する者を、飛行中の無人航空機から保護することができる場合を除く。

ト その他 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 夜間でも下方より無人航空機の前後左右を識別することができる

	灯火を有すること。ただし、法第百三十二条の八十六第二項第一号の飛行の方法（以下「昼間飛行」という。）についての限定をする技能証明に係る実地試験を行う場合を除く。 (2)　無人航空機にカメラを搭載しており、実地試験の受験者及び当該実地試験を行う試験員が、カメラで撮影した画像から無人航空機の周辺及び地上の状況を確認できること。ただし、法第百三十二条の八十六第二項第二号の飛行の方法（以下「目視内飛行」という。）についての限定をする技能証明に係る実地試験を行う場合を除く。 (3)　技能証明（最大離陸重量二十五キログラム未満についての限定をしないものに限る。）に係る実地試験を行う場合は、最大離陸重量二十五キログラム以上の無人航空機であること。
二　回転翼航空機（ヘリコプター）	ヘリコプターの種類についての限定をする技能証明に係る実地試験において用いる無人航空機の基準は、次のとおりとする。（注） イ　実地試験の内容を適切かつ安全に行うことができるものであること。

ロ　送信機との組合せ　二つの操作棒で前進と後進、上昇と下降、左右移動、左右旋回が可能な送信機により、無人航空機の操作が可能であること。

ハ　無人航空機の大きさ　メインローターの径が九百ミリメートル以上であること。

ニ　飛行性能　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)　風速毎秒五メートルでも飛行可能であること。ただし、屋内など風の影響を受けない場合を除く。

(2)　実地試験を行う環境において、最低二十分以上の飛行が可能であること。

ホ　無人航空機の制御　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)　姿勢安定機能により、無人航空機の姿勢が安定して保たれること。

(2)　位置安定機能により、無人航空機の水平方向及び垂直方向の位置が安定して保たれること。

(3)　位置安定機能による水平方向の位置の安定を、送信機で解除可能

であり、位置安定機能なしに飛行可能であること。

へ　安全の確保　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)　無人航空機と組み合わせる送信機の機能により、実地試験の受験者が操縦する間においても、当該実地試験を行う試験員及び当該試験員を補助する者が、オーバーライドができること。ただし、当該受験者、当該試験員、当該受験者を補助する者及び当該試験員を補助する者並びに当該実地試験を行う空域周辺の安全を確保できる場合は、この限りでない。

(2)　無人航空機の製造会社が求める適切な整備が適切な期間で実施されており、機体仕様通りに飛行できる状態であること。

ト　その他　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)　夜間でも下方より無人航空機の前後左右を識別することができる灯火を有すること。ただし、昼間飛行についての限定をする技能証明に係る実地試験を行う場合を除く。

(2)　無人航空機にカメラを搭載しており、実地試験の受験者及び当該実地試験を行う試験員が、カメラで撮影した画像から無人航空機の

	三　飛行機	周辺及び地上の状況を確認できること。ただし、昼間飛行についての限定をしない技能証明に係る実地試験を行う場合を除く。 (3)　技能証明（最大離陸重量二十五キログラム未満についての限定をしないものに限る。）に係る実地試験を行う場合は、最大離陸重量二十五キログラム以上の無人航空機であること。 (4)　一等無人航空機操縦士の資格についての技能証明（昼間飛行及び目視内飛行についての限定をするものに限る。）に係る実地試験を行う場合は、無人航空機に搭載された高度計により測定した無人航空機の高度を確認できること。
注 1　身体の障害のある者について実地試験を行う場合において、国又は指定試験機関が提供した無人航空機によっては実地試験を行うことが困難であるときは、国又は指定試験機関	飛行機の種類についての限定をする技能証明に係る実地試験において用いる無人航空機は、国土交通大臣が適当と認めるものとする。	

が提供した無人航空機以外の無人航空機を使用することができる。

２　無人航空機の種類によっては基準に適合する数が極めて少ないなど、特別の事情があり、かつ、実地試験に支障がないと認められるときは、この限りでない。

３　一つの無人航空機では、第一号又は第二号に掲げる基準に適合することが困難な場合にあっては、複数の無人航空機の組み合わせにより当該基準に適合させることも可能。

附　則

この告示は、航空法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十五号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和四年十二月五日）から施行する。